

さんりくワーク・イノベーションモデル業務

業務仕様書

令和 8 年 6 月

岩手県沿岸広域振興局経営企画部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「さんりくワーク・イノベーションモデル業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

本業務は、企業の経営者及び経営幹部を対象に、女性の定着率向上に向けた取組が、自社の経営課題の解決につながることを理解させる機会を設けることで、各企業の実情に合わせた働き方改革を進める機運を醸成するため、集合セミナーを開催するものである。

併せて、圏域内での実践的な取組を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定やデジタルリテラシーの向上に取り組むモデル企業への伴走支援を行うものである。

(2) 業務件名及び数量

さんりくワーク・イノベーションモデル業務 一式

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)

(4) 委託料の上限額

908千円(税込)

2 業務内容

(1) 集合ワークショップの開催

広域圏域内の企業の経営者等を対象に、ジェンダーギャップやアンコンシャスバイアスの解消による働き方改革が自社の経営課題の解決につながることへの気づきを促し、各企業の実情に合わせた課題解決や働き方改革推進への意識醸成を図るワークショップを開催すること。

ア 参加者の募集・選定

(ア) 参加企業を募るため、広く周知を図ること。

(イ) これまでの支援実績等を踏まえ、参加可能性のある企業を提案するとともに、県と連携して、参加企業の選定を行うこと。

(ウ) 参加企業からの応募受付を行うこと。

イ ワークショップの開催

(ア) 実施日時

令和8年8月26日(水) 午前(2時間程度)

(イ) 会場

岩手県沿岸広域振興局(以下「県」という。)が指定する会場

(ウ) 対象者

沿岸広域振興局圏域内企業等の経営者・経営幹部・管理職等 20名(10社)程度

(エ) 開催方法

集合形式 ※オンライン不可

(オ) ワークショップのファシリテーターは、県が指定する者とする。

(カ) ワークショップは、以下のプログラムにより実施することを想定している。(最終的には、ファシリテーターと調整し、決定する。)

時間(目安)	項目	内容
30分	講演・事例紹介	・女性活躍に積極的に取り組む県内企業の担当者等による取組事例の紹介(好事例・課題等)
30分	アンコンシャスバイアスへの気づきを促すワーク	・アンコンシャスバイアスに気づくためのチャットボット等のデジタルツールを活用した体験型ワーク
60分	グループ討議・発表	・自社の女性活躍に係る現状・課題に係る少人数グループでの討議 ・各グループからの発表による全体共有

(キ) ファシリテーター及び参加企業と、開催に必要な連絡調整を行うこと。

(ク) 資料準備等、その他、ワークショップ開催に必要な準備・対応を行うこと。

(ケ) 参加者に対し、事後アンケートを実施すること。

ウ モデル企業の取組を円滑に進めるため、集合ワークショップ開催時に、ファシリテーターから同社に対する助言を得ること。

(2) 個別企業(2社)への伴走支援

集合ワークショップへの参加企業の中から選定したモデル企業2社を対象に、デジタルリテラシーの向上を図りながら、女性の定着率向上に向けた自社の課題把握・分析・解決策の検討・実施及び成果報告会に向けた資料作成に関する支援を行うこと。(成果報告会は、1～2月に開催予定であり、その開催は委託業務に含まない。)

ア 支援期間

集合ワークショップ開催後から成果報告会開催前まで

イ モデル企業への伴走支援

モデル企業ごとに、次の段階を踏んだ取組を行わせるために、段階ごとに必要な支援を行うこと。

なお、支援方法は、対面・オンラインのどちらでも構わないが、1回は対面での支援を実施すること。

また、対面・オンラインでの支援の間に、メール・電話等によるフォローアップを行うこと。

段階	項目	取組【想定する支援内容】
1	現状・課題把握	・自社の女性活躍に係る現状(採用・定着・登用等)の把握 【企業の人事担当者・経営者等へのヒアリングの実施、従業員アンケートの実施への支援等】
2	課題の整理・共有	・段階1で把握した自社の女性活躍に係る課題の整理・可視化 【課題整理シートやフレームワーク等の活用した課題整理の支援等】

3	解決策の検討	・段階2で整理された課題に対する具体的な解決策・取組案の検討 【他社事例の紹介や専門的アドバイスの提供 等】
4	一般事業主行動計画※の策定	・段階2・3を踏まえ、一般事業主行動計画の策定に向けた、数値目標及び取組内容・実施時期を盛り込んだ行動計画（案）の作成 ・策定した計画の社内周知 【計画の作成及び社内周知方法のアドバイス、女性活躍企業等認定取得に関する情報提供 等】
まとめ	成果報告会用の資料作成	・成果報告会で使用する資料の作成 【資料作成に関するアドバイス 等】

※一般事業主行動計画：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に定める一般事業主行動計画

ウ 参加者の募集・選定

- (ア) これまでの支援実績等を踏まえ、参加可能性のある企業を提案するとともに、県と連携して、参加企業の選定を行うこと。
- (イ) 参加企業からの応募受付を行うこと。

(3) 成果物

本業務の完了時には、完了報告書と併せて、次の成果物を提出すること。

- ア 集合ワークショップ参加者アンケート結果
- イ モデル企業における課題分析結果
- ウ モデル企業が策定した行動計画（案）

(4) 業務実施経費について

(1)～(3)の業務に必要な経費は、全て委託料に含めるものとする。

ただし、次の経費については、下記のとおりとする。

- ア (1)-ア-(イ)関係：集合ワークショップの会場使用料は、委託料には含めない。
- イ (1)-ア-(ウ)関係：ファシリテーターへの謝金一式(312千円)及び旅費（東京・釜石2泊3日）は委託料に含める。
- ウ (1)-ア-(カ)関係：事例紹介者への謝金・旅費は、委託料に含める。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。